平成２７年（フ）第３号
兵庫県明石市中崎１丁目１番１－110号、開始決定時の住所兵庫県明石市硯町２丁目７番26－703号
破産者　大山留理子
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
兵庫県加古川市平岡町高畑472番地の22
破産者　庄司　佳代
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第８５号
兵庫県姫路市飾磨区英賀保駅前町８番地　グレイス英賀保103号室
破産者　宮澤　敦子
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５６号
北海道亀田郡七飯町大川１丁目10番50号
破産者　畑野　　剛
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２７８号
北海道枝幸郡中頓別町字中頓別145番地９
破産者　菅原　尚紀
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６０号
北海道旭川市忠和３条５丁目10番５号
破産者　村上　　清
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１号
北海道旭川市忠和３条５丁目10番５号
破産者　村上　和子
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８号
宮城県石巻市三ツ股２丁目７番６号　県営住宅２－205号、前住所宮城県石巻市丸井戸２丁目３番３号　シティハイツ丸井戸201号
破産者　佐藤あさ子
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
石川県かほく市宇気子１－４　サンコテージＢ105号、住民票上の住所石川県かほく市木津イ19番地
破産者　松本　彰平
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１３号
長野県伊那市美原7448番地22
破産者　伊藤　　伸
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第３６号
長野県伊那市狐島4086番地２　ロイヤルハイツ201号
破産者　松﨑　剛平
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第３００号
静岡県沼津市志下57番地の１
破産者　赤川　捷也
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３６１号
静岡県沼津市大岡312番地の１
破産者　岩城　幸博
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３６７号
静岡県伊豆の国市古奈163番地の１　三成コーポ
破産者　丸濱　達雄
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第６１号
大津市三大寺10番５－304号
破産者　下村　義明
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３号
広島県広島市南区宇品御幸５丁目19番16－203号
破産者　林　　誠仁
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１７号
大分県別府市駅前町４番19号　サンリラ駅前706号、開始決定時の住所大分県別府市田の湯町14番20号　メゾン青山502号
破産者　間島　康子
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８号
大分県別府市鶴見７組１　プレッソツルミ204号、住民票上の住所大分県別府市田の湯町14番20号
破産者　間島　鈴江
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９５号
千葉県市原市上高根1607番地87、開始決定時の住所千葉県袖ケ浦市蔵波台１－21－８－Ｆ302
破産者　田仲　茂喜
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部